

事務連絡
平成 21 年 5 月 16 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 母子保健主管部局・児童福祉主管部局 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

新型インフルエンザ感染事例の発生に伴う母子保健事業等の実施に係る留意点について

今般、国内において新型インフルエンザの感染事例が報告され、政府の新型インフルエンザ対策本部幹事会において、別添の「確認事項」が決定されたところです。

母子保健主管部局及び児童福祉主管部局におかれても、上記「確認事項」の趣旨に留意するとともに、患者や濃厚接触者が活動した地域等においては、母子保健事業等について、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。また、都道府県においては、管内市町村への周知をお願いします。

記

新型インフルエンザの患者や濃厚接触者が活動した地域等における母子保健事業等の実施については、以下の点に留意すること。

- 1 妊産婦及び乳幼児に対し、集団で実施する健康診査、保健指導等について感染拡大防止の観点から、必要に応じ、延期等の措置をとること。
- 2 保健師による訪問指導等、各居宅へ訪問して実施する事業について事業の社会的必要性等を踏まえ、事業を継続して実施する場合には、感染拡大防止のための以下の点に留意すること。
(注意事項)
 - (1) 訪問に際し、訪問する家庭の児童や家族に発熱や呼吸困難などの呼吸器症状、下痢などのインフルエンザ症状がないか確認すること。
 - (2) 事業従事者は、訪問時における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、咳エチケットの徹底を行う等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。
- 3 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業についてこれらの事業については、上記2と同様の対応とすること。